

岩手県告示第104号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第465号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局岩手山麓農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和8年2月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 滝沢市外山地内他
- 2 実施した期間 令和7年6月2日から令和8年1月21日まで
- 3 実施した公共測量の種類 用地測量